

入札参加者各位

建築都市部

令和2年7月豪雨災害に伴う主任技術者等の途中 交代及び雇用条件に関する特例措置について

このことについて、次のとおり特例措置を実施しますのでお知らせします。

1 主任技術者等の途中交代について

令和2年7月豪雨災害により、主任技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合、主任技術者等の途中交代を認めることとします。

ただし、この特例措置は、発注者（建築都市総務課契約室等）にその旨を申し出て、工事の実施に支障がない場合に途中交代を認めるもので、申出を行わずに途中交代をできるというものではありません。

2 専任を要する主任技術者等の恒常的な雇用関係の取扱いについて

専任を要する主任技術者等（請負金額3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の工事の主任技術者又は監理技術者）になるために必要な雇用条件を、次のとおり緩和します。

現 行：入札日以前に3か月以上の雇用関係があること。

緩和後：開札日の前日までに雇用関係があること。

ただし、この特例措置は、令和2年7月豪雨災害を起因とする災害復旧工事等に限り、適用するものですので、十分にご注意ください。対象の有無が判断できない場合は、発注者（建築都市総務課契約室等）に必ずご相談ください。

※適用日

上記1については、令和2年8月24日

上記2については、令和2年9月9日（以降に入札通知、公告を行うもの。）